

定額減税補足給付金(不足額給付 I) 申請書

※ 定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に「決定通知」を送付します。「決定通知」が届きましたら、内容の確認をお願いします。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から太宰府市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象です。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額を1万円単位に切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者 ※上記すべての【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。また、申し立て内容に相違ありません。

(フリガナ)		生年月日	現住所
氏名		明治・大正・昭和・平成	
		年 月 日	電話番号 ()
申請日	令和6年1月1日時点の住所(現住所と同じ場合は記載不要)		

【代理申請を行う場合】 ※ご家族等が代筆を行う場合は、代理人となりませんので、本人名義の口座を記入してください。

代理人	(フリガナ)	本人との関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

給付金の受け取りを希望する口座情報を記入してください(代理人が受給する場合は、代理人の口座情報)。
通帳等の写し(コピー)を本様式に貼付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名				支店名				分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所				1 普通						
金融機関 コード				支店コード				2 当座						

ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)				通帳番号 (右詰めでご記入下さい)						口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をご記入下さい。		1				※							

※金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問合せ先へご連絡ください。

提出書類

【必ず提出するもの】

- ☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

【令和6年中に太宰府市へ転入された方が提出するもの】

- ☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書または特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
- ☐ 『令和5年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和5年所得税額等や、令和5年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※記入漏れや、添付書類が不鮮明など、提出書類の不備はありませんか。
※提出書類の不備がある場合、お問い合わせすることがあります。

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）等（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）

調整給付の支給決定通知書または確認書の写し（コピー）

※令和6年中に他の市区町村から太宰府市へ転入された方のみご提出ください